



情報通

2012.November 11月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)



日税連新ICカード利用申込みにおける誤りの多い事例

東京税理士会情報システム委員会では、本年5月より支部長会・理事会、電子申告推進委員会議、支部巡回研修、会報などを通じて、日税連新ICカードの取得の方法及び留意点について情報提供をしております。今般日税連事務局より、実際に問題となった例を踏まえ、以下の留意点について再度周知してほしいとの要請がありましたので、お知らせいたします。
ご承知の通り、現在使用中のICカードについては、来年4月1日以降の使用はできません。
新ICカードを早めに取得し、年明け早々には新ICカードで電子申告をできるように準備をしましょう。

【利用申込書関連】

○住民票の表記との不一致について

利用申込書の住所は、住民票と完全に一致している必要があります。必ず利用申込書の住所表記をご確認いただき、異なる場合は必ず二重線で訂正の上、訂正印(実印)を押印してください。
また、氏名の記入漏れ、氏名の漢字が住民票と異なるもの(新字・旧字の違い等)が散見されます。必ず住民票と同じ表記で自署によりご記入ください。

○「通称名」欄のチェックについて

通称名の使用を届け出られている方以外は、「通称名」欄にチェックをしないでください(通称名の使用届出は、通常外国籍の方に限られています)。

○2枚目発行手数料について

2枚目の証明書の発行を希望されないにもかかわらず、2,200円の手数料を振り込まれる例があります。
2枚目の発行を希望する場合にのみ手数料を納付いただき、その場合必ず利用申込書の「2枚発行」欄にチェックを入れてください。

【本人限定受取郵便関連】

○受取可能な期間にご申請ください

「本人が入院中のため受け取れない」等のご連絡をいただく場合がありますが、本人限定受取郵便は代理による受領等は一切できません。必ずご本人が受取可能な期間を考慮の上ご申請ください。

○宛先不明で返送されるケースがあります

ICカードは、税理士名簿に登録されている事務所所在地以外にはお送りできません。税理士名簿への登録と実態が合致するようにしてください。

【受領書関連】

○住民票との表記の不一致について

PDF、紙いずれの場合でも、受領書の氏名欄は住民票と同一の文字で記載いただく必要がありますが、異なる記載のものが散見されます(例:「高」と「髙」、「沢」と「澤」等)。
コンピュータで住民票と全く同じ文字が入力できない場合は、紙の受領書をご提出いただくか、ローマ字(ICカード記載と一致)でご記入ください(住民票表記が外字の場合も同様です)。

○カード番号について

受領書のカード番号欄に、ICカードの記載通りに入力・記入されていない例があります(頭の「0」の省略等)。
必ずICカード記載のとおりに入力・記入してください。

○取得した電子証明書全てについて受領書を提出してください。

カードを2枚取得された方で、受領書を1枚分しか返送・返信されないケースが見られます。必ず2枚分の受領書を提出してください。

○実印の押印を忘れずに

紙の受領書を提出する場合には、必ず実印を押印してください。

○返送は必ず所定の方法で

受領書PDFを問合せ用メールアドレスに送信される例、また紙の受領書をFAXで送信される例があります。
電子的に送信する場合は必ず専用サイトを通じて、紙で送付する場合は必ず郵便でお送りください。

【ICカードリーダー関連】

○サクサ製は使用できません

サクサ製(旧田村電機製)「HR330C」は使用できません。カードの内

容を確認する時点で、他の使用可能なリーダーライターをご用意いただく必要があります。

○SCR331DIではカードを挿し込んで使用

旧カードと異なり、新カードは同機種で非接触(カードを乗せる)方式では使用できません。接触(カードを挿し込む)方式でご使用ください。

【受領書・追加発行申請書送信ページ関連】

○「申請内容の選択」の確認を

受領書PDFを送付される際、誤って「追加発行申請書を送付」を選択される例があります。送信の際は「申請内容の選択」欄をご確認ください。

○登録番号をお間違いなく

登録番号を誤って入力される方がおられます。該当者の特定に時間がかかり、最悪の場合カードが失効してしまうおそれがありますのでご注意ください。

○入力・電子署名済の確認を

氏名とカード番号の入力または署名のない受領書・追加発行申請書が送信されるケースがあります。送信時の確認画面をよくご確認ください。

○「受領書」と「追加発行申請書」をお間違いなく

受領書を作成する際、マニュアルの流れで誤って追加発行申請書を送信される方がおられます。追加発行は2枚中1枚を破損または紛失した場合や、後から2枚目が必要になった場合等にご申請いただくものです(追加発行を申請された方には、日税連電子認証局より、確認及び振込等の手続きについて連絡があります)。

【Adobe Reader関連】

○インストールに時間がかかる場合があります

コンピュータの環境によっては(特にWindows XPの場合)、Adobe Reader Xのインストールにかなり時間がかかる場合がありますので、ご注意ください。

○Google Chromeのインストールは必要ありません

煩雑化を避けるため、Adobe Readerをインストールする際には、「Google Chromeを同時にインストールする」のチェックを外してください。

ICカード取得に伴う初期設定について(ご注意)

日税連新ICカード取得に伴う手順の中で、当初「パソコン1台につき1回のみ必要」とされていた「初期設定」作業について、以下の事項が判明しました。

e-Taxシステムにおいて、初期設定に使用していない方(予備)のカードを使用する場合には、改めて初期設定作業が必要となります。(初期設定をしたという情報はパソコンのみでなく、カードにも書き込まれています。e-Taxシステムでは、このカード情報を確認するため、初期設定情報がICカードに書き込まれていないとエラーが発生します。)

通常e-Taxに登録できるICカードは1枚のみのため、初期設定をしたカードを登録・使用している分には、この問題は発生しません。破損等により、2枚目のカードを使用される際にはご注意ください。ますようお願いいたします。

ウィンドウズ 8 での注意点

東京税理士会 情報システム委員会委員 矢崎義光

税理士はパソコンを利用して業務の多くを処理しています。そのパソコンを作動させているのがオペレーションシステム(以下「OS」)です。この新しいOSが、平成24年10月にWindows 8 (以下「Win 8」)として発売されました。OSが新しくなると機能が向上するのですが、今回は見た目が大きく変化します。今までの概念で操作しようとする、戸惑うことがあります。新しいものに対しては、既成概念に囚われることなく、自由な感覚で触れてみるのが大切です。不明な点があっても立ち止まることなく、右や左に移動してください。きっと新たな発見や自分自身の経験値が高くなり、以後のパソコンライフが充実してくることでしょう。

Windows XPはいつまで

WindowsパソコンのOSについては、現在Windows XP(以下「XP」)を利用している方も多いと思われそうですが、このサポート期限は2014年4月8日までです。サポートが終了すると、ウィルス等の脅威からパソコンを守りにくくなります。遠隔操作による事件も発生しているように、セキュリティに関する対処を含め、Win 8の発売を契機にOSの更新を検討してください。残り1年半は意外と早いものです。

Windows 7

現在発売されているWindowsのOSはWindows 7(以下「Win7」)です。現在利用中の方も多いでしょうが、Win 8への変更を検討している方もいるでしょう。私見ですが、結論からいえば、Win 7のままでも実務上問題ありません。新しいOSを使いたいのであればWin 8に変更することは無駄ではないでしょうが、劇的に業務効率が向上するとは思えません。ただし今後発売されるパソコンはWin 8搭載の機種が圧倒的ですので、慣れておくことも大切なことでしょう。

ハードディスクの容量に余裕があれば、Win 7のパソコンにWin 8をインストールし、両方のOSを使い分ける方法もあります。興味のある方はお試しください。

Windows 8の画面

Win 8というOSは、昨今のスマートフォンやタブレットの時流に遅れないためにバージョンアップしたような感を受けます。画面にタッチして操作することを体験した人も多くなり、子供でさえ画面にタッチする時代です。このためにWin 7までのスタート画面が大幅に変更されました。画面にタイルを敷き詰めたWindows 8スタイルという新しいユ

ーザーインターフェイスは、見た目にも大きな変化と感じることでしょう。

多くの機械は、新しくなればボタンの位置や形状が変化するのは珍しくありません。新車に変更したときに微妙な位置の変化にも自らが積極的に対応し、やがては当然のように使いこなしているものです。パソコンも同様に対応することで、業務効率が向上するはずですが。

新しい概念

Win 8では、スタート画面が変化しました。マウスで操作する場合、右上または右下へカーソルを移動させてください。チャームという新しいものが出てきます。そこには5つのアイコンが表示されており、表示した画面に応じて処理するものが変動します。このチャームは新しい概念なので、理屈ではなく現実をそのまま受け止めて対応してください。終了する場合にも、このチャームから最下段の「設定」をクリックして順次処理します。

新ICカードでの対応

税理士の新ICカードについてですが、Win 8で受領書等の処理をすることは可能です。既に筆者が実体験していますので、説明を参照しながら処理してください。注意するのは、スタートボタンについてです。Win 8ではスタートボタンが表示されなくなりました。署名等のアプリケーションを起動する場合、スタート画面からアプリ画面へ移動して、インストールされているアプリケーションを選択します。

①スタート画面でマウスを右上か右下へ移動しチャームから検索、アプリ名入力。

②スタート画面を右クリックして右下のアプリをクリック。
上記の操作の後、目的のアプリケーションを起動します。



ミニセミナー

①「Windows 8の現状と可能性」

- ◆日時：平成24年11月21日(水) 午後1時～2時
- ◆場所：東京税理士会館地階101・102号室
- ◆講師：矢崎義光(情報システム委員会委員)

②「源泉所得税納付書の送信と贈与税申告」

- ◆日時：平成24年12月3日(月) 午後1時～2時
- ◆場所：東京税理士会館地階 101・102号室
- ◆講師：高橋邦夫(情報システム委員会委員)

定員：先着20名

対象：本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。

e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

記載事項(①支部、②登録番号、③氏名、④希望セミナーの日付)

TEL: 03-3356-4467(東京税理士会事務局業務研修課)

※ミニセミナーは、インターネット(Ustream)を利用してライブ配信いたします。当日ご都合のつかない方は、事務所・ご自宅から、ぜひこちらにアクセスしてご覧ください。

http://www.ustream.tv/channel/josys2